

## 本園における投薬について

平素は、本園の幼児教育・保育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、本園における投薬について、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

### 1. 本園の基本的な考え方

園児に対する投薬は、本来的には、保護者の方に与えていただくことが最善と考えています。よって、医師の診察を受ける際には、園児の在園時間と、原則として本園では投薬ができないことをお伝えください。

したがって、治療の上で、在園中の投薬が不可欠な場合に限り、本園の教職員が保護者に代わって投薬を行うこととします。

### 2. 投薬の仕方

- ① 薬は、園児を診察した医師が処方したうえで調剤されたもの、あるいは医師の処方により薬局で調剤したもので、在園中の投薬が必要な場合に限りです。（市販薬の投薬はできません。）
  - ② 保護者の判断による投薬はできません。
  - ③ 座薬や慢性疾患等の薬は、医師の診断書もしくはそれに代わる指示書等を本園に提出のうえ、事前にご相談ください。
  - ④ 投薬に際して、「熱が〇〇℃以上」「咳がひどい」「発作がおきた」等症状により判断を要する場合は、都度保護者に連絡をして判断を仰ぐこととします。
- ※ ただし、エピペン等の即時型食物アレルギー対応の薬など緊急を要する場合は、状況に応じて対応します。

### 3. 持参の仕方

- ① 投薬依頼書の「※園記入欄」以外の全ての欄に必要事項を記入し、薬に添付してください。（投薬依頼書は、コピーをしてご利用ください。）
- ② 投薬依頼書1枚で最長3日間（3回分）の対応をします。さらに投薬が必要な場合は、再度投薬依頼書と薬をご提出ください。
- ③ 複数回の投薬を依頼される場合は、1回分毎に分けてご提出ください。
- ④ 粉薬の袋や水薬の容器等にも記名してください。
- ⑤ 薬と投薬依頼書は袋等に入れて、必ず担任もしくは担当教職員に手渡しにより提出してください。

薬の誤投薬等が生じないようにご協力をよろしく申し上げます。